

令和6年度 森林境界推測図作成業務委託  
仕様書

甲府市 農林振興室 林政課

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「令和6年度 森林境界推測図作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

### (関係法令)

第2条 本業務の実施に際しては本特記仕様書によるほか、以下の関係法令によるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年、法律第249号）
- (2) 森林法施行規則（昭和26年、農林水産省令第54号）
- (3) 森林経営管理法（平成30年、法律第35号）
- (4) 森林経営管理法施行令（平成30年、政令第320号）
- (5) 森林経営管理法施行規則（平成30年、農林水産省令第78号）
- (6) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成31年4月、林野庁）
- (7) 不動産登記法（昭和16年、法律第123号）
- (8) 測量法（昭和24年、法律第188号）
- (9) 森林経営管理制度に係る事務の手引き（令和2年6月、林野庁）
- (10) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (11) 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年閣議決定）
- (12) 甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日条例第42号）
- (13) 甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）
- (14) その他関係法令及び規則

### (業務指示及び監督)

第3条 受注者は、本業務の実施にあたり当該契約に基づく発注者の指定する監督員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

### (業務実績)

第4条 受注者は、過去5年以内に森林経営管理制度における意向調査優先区域の検討支援及び既存データを活用したゾーニング評価、森林の境界明確化に係る業務実績を有するものとする。

(配置技術者)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり空間データの統合整備について十分な技量及び経験を有する者を配置しなければならない。

- ① 技術上の管理をつかさどる主任技術者は、同種業務の業務実績を有し、かつ技術士 森林部門（森林土木）を有するものとする。
- ② 本業務の担当技術者については、（一社）日本森林技術協会が定める林業技士の資格を有するものを1名配置すること。
- ③ 本業務の照査にあたっては、（一社）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有するものが務めるものとする。

(業務計画)

第6条 受注者は、本業務の着手にあたり、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等届（経歴書含む）
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他発注者が必要と定めたもの

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務上知り得た情報、資料及びその他一切の事項をいかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。また、本業務の遂行上知り得た業務内容を発注者の許可なく複写、複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務の終了後又は解除後、発注者に返納又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受注業務の実施に当たり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。

(資料貸与及び取扱い)

第8条 本業務に使用する貸与資料について受注者は、破損、紛失等の事故のないように適切な管理をし、業務終了後すみやかに返却しなければならない。

- 2 本業務について個人情報を取り扱うため、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例の本旨を遵守すると同時に、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくはJISQ15001（プライバシーマーク）を保有することを条件とする。
- 3 業務に使用する貸与資料については、不動産登記簿等の個人情報が含まれるため、資料収受については地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリストに登録されたデータ交換サービスによるデータの授受を原則とする。

(作業経過の報告)

第9条 受注者は、本業務の実施期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を遂行するとともに、当該業務に係る打合せ事項を、その都度、「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(完成検査)

第10条 受注者は、業務完了後の発注者の検査を受けるものとし、仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格を以って完了とする。

(成果品の帰属等)

第11条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(疑義)

第12条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではないものとする。

(納入場所)

第14条 本業務の成果品は、以下に納入するものとする。

甲府市役所 農林振興室 林政課

(仕様の変更)

第15条 本委託の仕様書については、より効果的・効率的な手法があると判断される場合は、協議の上、変更することがある。

## 第2章 業務概要

### (業務の目的)

第16条 平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されるとともに、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、市町村は経営管理集積計画を作成していく必要があり、境界明確化のための地図の精緻化は喫緊の課題となっている。本業務は、森林の境界および所有者を明確化することを目的とし、森林境界推測図を作成するものである。

### (業務概要)

第17条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 調査基図データ作成
- (4) 森林境界推測図作成
- (5) 品質管理図作成
- (6) 成果品の取りまとめ

### (対象範囲)

第18条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

甲府市内の民有林のうち、千代田・旧市地区（29～41林班）：6.69 km<sup>2</sup>  
地番図未整備地区：5.49 km<sup>2</sup>

## 第3章 業務内容

### (計画準備)

第19条 計画準備は、業務全体の工程を見据えたうえで、各作業の工程・手順について発注者と協議し、本業務内容を十分理解するとともに、業務実施計画、人員配置計画及び工程計画を立案し、本業務を円滑に遂行するための準備を行うものとする。

### (資料収集整理)

第20条 本業務に必要な資料として、発注者は受注者に下記の資料を貸与するほか、受注者が必要に応じて収集し、整理するものとする。

なお、貸与する資料の取扱いについては、受注者はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取扱うものとする。また、受

注者は、実施区域における空中写真の有無を調べ、調査に必要なデータを必要に応じて調達するものとする。

- ・地番現況図データファイル（令和 6 年 1 月 1 日時点）（Shape 形式）
- ・法務局地図 XML データ
- ・法務局地籍測量図
- ・地籍測量成果データ
- ・土地課税台帳データ（土地マスタ）（令和 6 年 1 月 1 日時点）
- ・土地登記簿データ（CSV 形式）
- ・林地台帳地図データ（Shape 形式）
- ・林地台帳データファイル（CSV 形式）
- ・森林計画図データ（Shape 形式）
- ・森林簿データ（CSV 形式）
- ・林相区分図データ（Shape 形式）
- ・航空写真画像データ（TIFF、TWF 形式）
- ・航空レーザ測量データ
- ・航空レーザ微地形図データ（Shape 形式）
- ・保安林データ
- ・路網分布データ
- ・森林資源量解析データ
- ・その他、発注者が必要と判断する資料

なお、QGIS でデータが閲覧できるよう、データセットファイル（qgz 形式）を作成するものとする。なお、搭載内容については発注者受注者の協議により決定するものとする。

#### （調査基図データ作成）

第 2 1 条 受注者は、対象地域の地番図データをもとに、航空レーザ微地形図、空中写真オルソ等を重ね合わせ、森林と地番図データの位置補正を実施する。また、国土地理院等が撮影した過去の空中写真データを調達し、オルソ画像を作成するものとする。作成したオルソ画像に対して、白黒写真である場合については、カラー化を行うものとする。調達する航空写真は発注者と協議の上決定する。

#### （森林境界推測図作成）

第 2 2 条 貸与する法務局地図 XML データ・航空写真データ（過年度データ含む）・航空レーザデータ等を基に筆の位置を特定し、周辺筆との接合を図り地番図データの作成を行う。

なお、QGIS でデータが閲覧できるよう、データセットファイル（qgz 形式）を作成する

ものとする。

① 法務局地図 XML データの配置・編集・紐づけ

法務局地図 XML データは作業用に編集し、必要な属性情報を含めてデータ展開する

なお、地籍調査成果が法務局地図 XML データに反映されていない地区については、地籍調査成果データを借用してデータ変換し、展開する。

② 地番図編集基図データ作成

配置した法務局地図 XML データは、筆界推定のための基図データとして、背景地図レイヤ、空中写真レイヤ、森林情報レイヤと重ね合わせ、複数の法務局地図 XML データを連続的に表示し、筆界推定ができるよう取りまとめる。

③ 筆界（地番界）の推定

地番図編集基図をもとに、筆界を推定する。なお、筆界の推定に使用した根拠資料の分類を筆界推定線の属性として付与する。

④ 地番図データファイル作成

地番図データの作成にあたり、隙間や微小ポリゴンを発生させないために、地番境界は共通の線及び地番ラベルデータを構造化したポリゴンとして作成する。

（地番照合）

第 2 3 条 本作業は、地番現況図データと登記簿データを突合し所有者情報を関連づけるものとする。また、森林境界推測図データに対し森林簿データの地番にて突合し、森林の所有者情報を関連づける。

2 上記成果を地番突合処理結果リストとして下記分類に取りまとめることとする。

- ・森林境界推測図データに存在し、森林簿と突合するもの
- ・森林境界推測図データのみが存在するもの
- ・森林簿データのみが存在するもの

なお、別途、森林境界推測図データ、土地登記簿データの不一致一覧として取りまとめるものとする。

（所有者・面積照合）

第 2 4 条 本作業は地番照合において整理された中から、登記情報を付与した森林境界推測図データ上において登記地目が山林・保安林の筆地番について、機械的な処理により以下の照合を行う。

- ① 森林簿の所有者名義人との照合作業を行い、相違がある場合は結果一覧として取りまとめる。なお、外字の照合までは行わないものとする。
- ② 森林境界推測図データの図上地積と登記地積の比較作業を行い、面積割合、差分の算出を行い、結果一覧として取りまとめる。

なお、詳細な照合基準については、発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

(品質管理図作成)

第25条 品質管理図作成は、筆界線の位置決定をするため参考にした根拠資料を筆界線毎に色分けし、視覚的に確認できる品質管理図を作成する。なお、QGIS でデータが閲覧できるよう、データセットファイル(qgz 形式)を作成するものとする。

## 第4章 成果品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 森林境界推測図         | 1 式 |
| (2) 航空写真データ (過年度写真) | 1 式 |
| (3) 品質管理図           | 1 式 |
| (4) QGIS データセットファイル | 1 式 |
| (5) 業務報告書           | 1 式 |
| (6) その他、発注者が指示するもの  | 1 式 |

以上